

答 申 第 5 号
令和4年11月28日

高砂市長 都 倉 達 殊 様

高砂市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 井 上 典 之

高砂市個人情報保護条例第33条の規定に基づく
部分開示決定処分に対する審査請求について（答申）

令和4年10月25日付高諮第12号保有個人情報等開示等審査諮問書で諮問のあった標記のことについては、審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1 審査会の結論

諮問のあった部分開示決定処分に対する審査請求については、以下の理由により棄却する。

2 本件審査請求の経緯

(1) 開示請求

ア 審査請求人は、令和4年8月16日付け保有個人情報等開示請求書により、令和4年8月10日交付の第三者による職務上請求書の写しを求めた。

イ 実施機関は、令和4年8月26日付け保有個人情報等部分開示決定通知書を交付し、筆頭者の氏名、請求に係る者の氏名及び生年月日、依頼者の氏名並びに依頼者について該当する事由の具体的理由の一部を不開示とした。

(2) 審査請求

ア 審査請求人は、令和4年9月12日付け審査請求書を提出した。

イ 請求の趣旨は、本人通知制度の目的である「不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ること」に反する。よって、高砂市長の令和4年8月26日付け高市第222号の2の審査請求人に対する保有個人情報等部分開示決定通知書に対する処分を取り消し、全部開示決定するよう求めるものであった。

3 審査請求人の主張要旨

- ア 高砂市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第2号の規定に反する。開示していない筆頭者及び請求に係る者は「本人等」であるので、開示すべきである。
- イ 「正当な利益を害するおそれ」の明示がない。第三者による公文書開示請求であれば理解できるが、本件は保有個人情報等開示請求であり、本人に係る個人情報等は開示すべきである。
- ウ 依頼者の開示がなければ、不正を判断することができない。本件職務上請求書には心当たりがなく、不正請求、不正取得の可能性があるため、被害届を出す証拠が必要である。しかるに土業以外の個人名を全て不開示にされているため、確証を得ることができない。
- エ 全面開示をしなければ通知された本人の不安をあおるだけの制度になり、本人通知制度の普及につながらず、市民の知る権利の後退につながる。

4 実施機関の主張要旨

- ア 条例第16条第2号は、「開示請求者・・・以外の者の個人に関する情報・・・を含む情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、開示請求により第三者の個人情報が不当に流出するなど、第三者の利益が侵害されることを防止する点にある。そのため、「開示請求者」とは、あくまで情報開示請求の対象者となる個人情報の「本人」であり、これを「本人等」と拡張解釈することは認められない。
- イ 「正当な利益」とは、プライバシー権をはじめとする自己情報コントロール権であり、「おそれ」とは、開示請求により、第三者のプライバシー権等の「正当な利益」が一般的抽象的に侵害される危険性があることをいう。よって、開示していない「筆頭者」、「請求に係る者」等は個人情報に該当するところ、これらの情報を承諾なく公開することは、プライバシー権等の「正当な利益」が一般的抽象的に侵害される「おそれ」がある。
- ウ 依頼者情報を開示しなくとも、現行法においては、「戸籍の記載事項の利用目的及び方法並びにその利用を必要とする事由」を明らかにしなければならないとする厳格な要件手続が課されていることから、適正な運用がなされれば、不正請求がなされるおそれを軽減することも可能である。
- エ 本人通知制度の趣旨は、戸籍謄本、住民票の写し等を本人の代理人や第三者に交付したときに、事前に登録した者に対して通知することにし、これにより戸籍謄本などの不正請求及び不正取得を防止することにある。全面開示をしなくとも、本人通知制度の存在そのものによって不正請求等を抑止することもできるため、全面開示でなければ本人通知制度の存在意義を没却するわけではない。

また、本人通知制度に基づき、依頼者の情報を全面開示することは、士業に依頼をした依頼者の権利行使を過度に妨げる可能性があるため、認められない。

5 審査会の判断

(1) 本人等について

ア 条例において、第14条（開示請求）では、何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる。また、解釈として、「自己を本人とする保有個人情報」とは、開示請求者が保有個人情報等に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別することができる当該個人である場合の当該保有個人情報をいう。したがって、保有個人情報等については、たとえ親、配偶者又は子であっても、開示請求することはできないとなっており、審査請求人のいう「本人等」として親や兄弟姉妹も「本人」とすることはできない。

イ 高砂市のホームページには、本人通知制度について説明されている。その中で「本人等」には、住民票については本人以外の同一世帯の者又は戸籍については本人の配偶者、同一戸籍人、直系尊属又は直系卑属が含まれているが、個人情報保護条例とは関係なく、誤解されたのであれば分かりやすく修正すべきである。

(2) 第三者情報の不開示について

ア 条例では、何人も自己を本人とする保有個人情報等の開示を請求する権利を保証している。しかし、保有する情報の中には、法令の規定により開示できないもの、第三者のプライバシーや正当な利益を害するおそれがあるもの、行政の公正かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがあるもの等、不開示とせざるを得ない保有個人情報等があるため、類型化し、不開示情報として限定的に定め、個人情報等が不開示情報に該当するか否かの判定は、開示請求の都度、個別具体的に行うものとされている。

今回は、条例第22条において、第三者に対する意見提出の機会の付与等について定めがあるため、意見書提出機会を付与し、支障がないと回答された場合として開示している。

イ 条例第16条第2号の不開示情報（第三者情報）の解釈の中で「正当な利益を害するおそれ」が認められない事例として、①当該開示請求者以外の者の個人に関する情報を開示請求者が知り得る立場にあることが明らかである場合、②当該開示請求者以外の個人に関する情報を何人でも知り得るものである場合、③当該開示請求者以外の者の同意が得られる場合が挙げられている。

今回の戸籍謄本等職務上請求書は、相関図及び遺産分割協議書の作成のため戸籍を請求したものであり、「正当な利益を害するおそれ」が認められない事例にも該当しないと認められるため不開示は妥当である。

(3) 本人通知制度について

本人通知制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的として作られた制度であるが、条例における不開示情報の規定を逸脱した制度に変えることは許されないことである。

また、当審査会には住民基本台帳法上の本人通知の是非について検討する権限がないため判断しない。

6 結論

以上により、部分開示決定処分に対する審査請求については、棄却する。